

鶴岡市卓越技能者表彰要綱

平成17年10月1日告示第256号
改正 平成18年3月31日告示第116号
改正 令和 2年7月29日告示第596号

(目的)

第1条 この告示は、優秀な技能者を表彰することにより、広く一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する者で、事業者が組織する各種団体等が推薦するものに対し、市長がこれを行うものとする。

- (1) 卓越した技能を有し、市内でその技能を必要とする職業に現に従事している者
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 技能を通じて労働者の地位の向上及び産業の発展に寄与した者
 - (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者で、過去に禁錮以上の刑に処せられたことのないもの
 - (5) その者の有する卓越した技能を必要とする職業に関して、表彰が行われる日現在において15年以上の経験を有する者
- 2 前項の推薦は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。
- (1) 鶴岡市卓越技能者表彰候補者推薦書(様式第1号)
 - (2) 鶴岡市卓越技能者表彰候補者内申書(様式第2号)
 - (3) 承諾書(様式第3号)
- 3 市長は、特に必要があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年1回表彰状を授与してその功績をたたえるものとする。

(委員会)

第4条 市長は、第2条の決定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、鶴岡市卓越技能者表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置き、その意見を聴くものとする。

- 2 選考委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者及び関係団体等の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、非常勤とする。
- 5 選考委員会は、委員の互選により選出した委員長が会務を総理する。
- 6 選考委員会は、表彰者の選考に当たって必要と認めるときは、関係団体等から参考意見を求めることができる。
- 7 選考委員会の庶務は、商工観光部商工課で行う。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日告示第116号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年7月29日告示第596号）

この告示は、令和2年7月29日から施行する。